

全関労 大橋病院ニュース



ユニオンレイジ(怒りの団結)

2025年9月19日

No. 52

発行者: 全関東単一労働組合 台東区小島1-8-7 zenkan1972@yahoo.co.jp

非正規職差別・女性差別撤廃! 同一労働・同一賃金・同一労働条件をかちとろう!

稼働率アップ、患者・労働者無視の 「10時退院・11時入院」を中止しろ!

看護部長の現場労働者無視を許さない!

病院、看護部は労働者の声を聞け!

団交で無責任発言を連発する看護部長

昨年の病院長交代以降、「午前入院が増えた」「忙しい」という声が組合に寄せられたので、今年に入って法人・病院に団交で説明を求めました。病院・看護部は、4月になって「10時退院、11時入院」の通知を昨年11月13日に患者サポートセンターから出したことを説明しました。しかし肝心の現場労働者には説明もされず、ベッドメイキングや退院清掃の委託労働者に過重な負担をかけていることや、入院患者を待たせている状態で、安心、安全な看護や医療がないがしろにされていることが発覚しました。組合は、患者無視、労働者を無視した「10時退院、11時入院」の中止を要求してきました。

看護部長は当初「通知は看護部から出したものではない」「午前入院は前からあった」と責任逃れの発言をして、その後「通知から何カ月かたったので評価をして継続するか検討する」と説明したので、組合から現場の意見をしっかりと聞くようくぎを刺しました。ところが、次の団交で看護部長が検討結果を説明して協議をするはずでしたが、団交直前に「師長会の決定」として「10時退院、11時入院」の通知を現場に再度おろしたのです。しかも師長らの意見も看護部長と同じだということです。師長たちはいったい現場で何をみて、何を聞いているのでしょうか?

看護補助者の仕事は「配膳と下膳が増えるだけ」

組合は、客観的に実態が明らかになる午前入退院の資料を要求し、7月の団交で病院に『休日と平日の各病棟の1日平均（前年度比）』の資料説明を求めました。

病院資料では「通知」前（2023年12月～2024年5月）と「通知」後（2024年12月～2025年5月）の138日間で休日午前入院がほぼ倍になっています。5Bでは休日午前入院が通知前36人、通知後107人と何と3倍にも増えています。

病院事務部長は「午前入院が増えた」「負担になっていると思う」「通知後の方が明らかに増えている」と説明しました。しかし、看護部長は、「患者サポートセンターは病棟と相談して病棟が無理だということを押し付けてやったことはないし、これからもやらない」「業務増は許容範囲内」と回答をしました。

9月4日の団交では、看護部長は「空いているベッドに入院するだけ」なので「午前入院で増えるヘルパーさんの仕事は『配膳・下膳』だけで、休日の1人勤務も同じ」と説明しました。組合は繰り返し確認しましたが、看護部長の答えは「配膳・下膳」だけが増えるということでした。

組合が看護補助者マニュアルに沿って午前入院で具体的に業務がどう変わるのか説明を求めてきましたが、看護部長は明確な答えができず、何も検討していない事がハッキリしました。入院時間を午前に変更したことによる現場の大変さは「許容範囲内」で、「（ベッド）稼働率100%」で出している人員配置なので問題ない。ベッドが準備できないため入院患者を待たせておいても「病院の方針」だから仕方がない。「業務が増えた」「日曜・祝日の1人勤務で退院10人はきつい」という現場労働者の訴えを無視する看護部管理職は「百害あって一利なし」です。こんな看護部管理職はいりません。看護部長の団体交渉での態度は労働者無視です。

病院、看護部は労基法違反を是正しろ 1時間連続して昼休憩を完全取得させろ

2023年7月12日に看護部が公表した「看護補助員 昼休憩時間に関するアンケート結果」によれば、病棟看護補助員の「平日勤務では21%」、「日曜・祝日勤務では43%」が「取れていない時がある」と回答しています。

また、「『取れていない時がある』を選択した理由」には「普段3人で行っている業務を1人でおこなうため、仕事も多く、時間がかかってしまうため」「残業をしないように言われているため」「時間内に終わらせるには休憩を削るしかなくなるため」「忙しいことがわかっている時10分位早く勤務に就く」等が挙げられています。さらには「『充分取れている』を選択した理由」の中には「休憩時間までに仕事が終わるように早めに行動している」「しっかりとれるように努力をしています。取れないときもありますが、そこはしょうがない」等が挙げられており、「取れていない時がある」労働者はもっと多いこと明らかです。また「サービス

残業」がおこなわれていることも明らかです。

病院・看護部がおこなった「アンケート」からも労働基準法違反は明白です。組合は「昼休憩が午後2時を過ぎる」「1時間休憩を取ると仕事が終わらないから取れない」「残業になるのは嫌だから昼休憩は1時間取れない」「ご飯だけ食べて、後で取れそうなときは取っているが1時間は取れていない」「みんな残業をつけていない」という声を聞いたたびに昼休憩が取れるよう要求してきました。

前看護部長は「1人勤務については検討する」と2024年3月の団交で回答しましたが、現看護部長は「『日曜・祝日の1人勤務』を変更するつもりはない」と発言し労基法違反の是正はおこなわないと宣言しています。このような、違法行為に居直る看護部長は絶対に許すことはできません。

一人勤務ではPHSを切っても休憩時間の完全取得はできない

看護部長は7月11日団交で、「休憩が取れないということがあってPHSは切って休憩に入ることは徹底している。私がたまたまラウンドして『休憩取れていますか』と声をかけている人は『取れています』と言ってくれている。今も取れないという声を聞いているのでしょうか」と労基法違反に居直る発言をしました。看護部長は、組合に質問しなければ現場掌握もないという証拠です。そしてふたこと目には、師長にチェックしてもらおうと無責任な発言をします。

9月4日の団交で法人が回答書を出してきました。「連続して1時間の休憩をとることが原則」は認識しているとしながら、「やむを得ず連続した1時間の休憩を取得することが難しい場合がある点をご理解頂きたい」「休日勤務に休憩時間が取れていなかった場合の要因の確認や対応を行っていく」という内容です。休憩時間の完全取得ができないという労基法違反を是正するという姿勢が感じられません。こうした法人の姿勢が看護部長の労基法違反に居直った発言を許しているのであり、法人も同罪です。

労働基準法 34 条:休憩時間

労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩を与えなければならない。

休憩時間は、労働者が権利として完全に労働から離れることが保障されなければならず、待機時間や手待ち時間は休憩に含まれません。昼休憩時間にPHSや電話対応をした場合、休憩は取れていないことになります。その場合は、勤務時間としてカウントされ、賃金支払いの義務が発生します。しかし、昼休憩時間にPHSや電話対応をした場合の賃金支払いをしても労基法34条違反を免れることはできません。労基法34条は「休憩を与えなければならない」のであって「休憩時間」をお金で買うことはできません。労基法34条に違反をすると使用者は罰金または懲役に科せられるとの罰則規定で最低の労働条件を守らせる義務を使用者に課しています。

病院職場の労働者は最低限の人員で働かされているため早朝からの勤務、長時間夜勤にPC作業も加わり過密、過重労働で疲労困憊です。1時間休憩は、ミスや事故を防止し、健康的に働くためには最低必要な労働者の権利です。疲労をとるために休憩時間はゆったりと休める休憩室の完備も重要です。

法人の就業規則では、昼休憩の取得時間は12時からとなっていますが、交代職場の病院で昼休憩の取得時間が指示されていますか？労働安全衛生法や労基法で労働者に安全で健康的に働けるように使用者が配慮しなければならない義務（責任）が法律で定められています。

大橋病院で働くすべての労働者のみなさん、昼休憩は完全にとれていますか？休憩室や仮眠室は完備されていますか？健康で安心、安全に働ける職場にしていくために労働条件の改善を要求していきましょう。

大橋病院に組合をつくってから休憩時間が取れない労基法違反を抗議し、是正するよう要求してきましたが、社会的責任の追及が弱くいまだに改善することができていません。様々な労働者保護法に反する働き方をやめさせたいと思います。大橋病院で労基法違反の責任追及と労働条件の改善を要求していきたいと思います。

年末年始の出勤は労働者の合意が必要です

外来看護補助者が年末年始休暇に出勤を命じる、強制であると外来ミーティングで決めたことについて組合に相談がありました。

法人に確認したところ、「旧病院から救急外来と人工透析に搬送業務として1人ずつ出勤していたので、職員と協議の上、休日出勤を命じることがある。その説明と内容をきちんと確認をしてください」と看護部に伝えたと説明がありました。外来師長は「職員と協議のうえ」という就業規則を「職場のミーティングで決定した」とすり替えてしまいましたが、これは労働者との協議ですから合意がなければ休日出勤の強制は就業規則違反になります。

病院の都合で労働者の働く条件や権利を好き勝手にできている看護部管理職たちには就業規則や労基法など法律をきちんと守っているかチェックが必要です。

おかしいと思ったらすぐに組合まで連絡ください！

今後、組合では労働条件等のアンケート調査をすることにしました。アンケート調査配布の際は、ぜひご協力ください。

*** 全関東単一労働組合大橋病院分会のニュースや法人・病院に提出した「申し入れ文」は下記に掲載しています。ぜひご一読ください。**

<https://labours.wixsite.com/tanitsu>

＜HPのコード: 右記コードで全関東単一労組のHPからも分会のページに入ることができます＞

